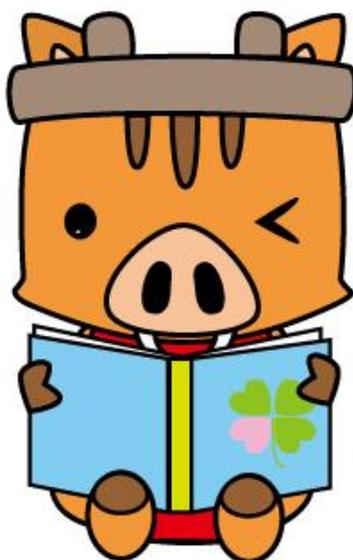


# 第3次嘉麻市子ども読書活動推進計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年4月

嘉麻市教育委員会



## はじめに

今からさかのぼること22年前、平成12年の「子ども読書年」を契機として、全国的に子どもの読書の必要性が再認識され、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律の基本理念として「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定め、国及び地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」としています。また、同法第8条では、国が、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定すること、同法第9条では地方公共団体が、地域における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、地域における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めることが定められました。

嘉麻市においては、平成28年度に「第2次嘉麻市総合計画」が策定され、その基本方針「Ⅲふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり」、基本施策「4生涯学習の実現を目指す社会教育の推進」今後の取組「(3)図書館の利用促進」が掲げられています。

また、嘉麻市教育委員会では、平成22年度に嘉麻市の教育理念及びその実現に必要な7つの基本的施策を明確にした嘉麻市教育基本条例を制定し、それに基づき、令和3年度に「第5次嘉麻市教育振興基本計画」(第5次教育アクションプラン)を策定しています。この計画の主要施策「4生涯学習の実現を目指す社会教育の推進」、施策の内容「(3)図書館の利用促進」の中では、市民の生涯にわたる自主的な読書活動を図ることを定めています。

こうしたことから、嘉麻市では平成24年4月に「嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定、平成29年度に改訂版として「第2次嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。令和3年度をもって計画の期間が終了するにあたり、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たに令和4年度から5年間の「第3次嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

令和2年度からは、世界を席卷した新型コロナウイルスのまん延により、多くの読書推進活動が停滞せざるを得ない厳しい状況に追い込まれました。子どもの健やかで豊かな成長を支える読書は、家庭、地域、学校、行政等が手を繋ぎ、社会が一体となって取組を行うことが重要です。これからは、感染対策にも留意しながら、市内の読書ボランティア、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等や学校と図書館との連携を強化し、子どもの成長過程に応じた読書活動の充実に努める所存です。どうぞ、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました関係者の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に、深くお礼を申し上げます。

令和4年4月

嘉麻市教育委員会  
教育長 木本 寛昭

## 目次

第1章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1～2
1. 子どもの読書活動の意義	
2. 計画策定の背景	
3. 計画の目的	
4. 計画の目標	
5. 計画の対象	
6. 計画の期間	
第2章 これまでの取組の成果と課題・・・・・・・・・・	3～20
1. 家庭、地域	
2. 保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等	
3. 学校等	
4. 図書館	
5. アンケート結果から	
第3章 子どもの読書活動推進のための施策・・・・・・・・・・	21～28
1. 家庭、地域	
2. 保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等	
3. 学校等	
4. 図書館	
5. 啓発・広報	
用語解説・・・・・・・・・・	29～30
資料・・・・・・・・・・	31～37
【資料1】 子どもの読書活動に関するアンケートについて	
【資料2】 子どもの読書活動の推進に関する法律	
【資料3】 嘉麻市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規程	

## 第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。また、本を読むことは、子どもが自ら考え、判断する能力を育み、未来に向かってより深く生きる力を形成する上で欠くことのできないものです。

読書習慣は、保護者や地域の大人たちの関わりによって幼少期に形成され、その後の成長過程における子どもの読書活動や周囲からの働きかけによって定着し、子ども一人ひとりに応じた形で確立されていくものです。

しかし、パソコン・タブレット・スマートフォン等の様々な情報環境が急速に普及し、子どものメディア利用時間が長時間化することにより、読書習慣の定着期における子どもの「読書離れ」がより加速化している傾向が指摘されています。嘉麻市においても、特に学齢期における読書活動の停滞が顕著に現れており、憂えるべき事態となっています。一方で情報通信技術（ICT）により、電子書籍等の情報メディアを使用した読書も少しずつ広がりを見せています。これからは、紙とデジタルを有効活用した取組についても柔軟に検討していく必要性もあります。

様々な子どもの読書活動を推進していくことで、これから未来を担う子どもが健やかで心豊かな大人へ成長していく支えとなるために、子どもの読書習慣の定着と読書活動の充実を図る必要があります。

### 2. 計画策定の背景

平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されたことに伴い、その基本理念にのっとり、国は、その責務として平成13年12月に子ども読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。その後、取組の成果と課題を踏まえ、諸情勢の変化等を検証した上で、平成20年3月に「第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成25年5月には「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成30年4月には「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

福岡県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月に計画の改訂を行い、更に平成28年8月には、それまでの成果と課題を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進することを目的として2度目の改訂が行われました。

嘉麻市においては、平成24年4月に「嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成28年4月に「第2次嘉麻市子ども読書活動推進計画」を定め、子どもの読書活動を総合的に推進する様々な取組を行ってまいりました。これまでの取組の成果と課題を検証し、計画の見直しを行い、更なる読書活動の推進を図るため、このたび「第3次嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

### 3. 計画の目的

本計画は、国及び県の計画を踏まえ、家庭、地域、学校、行政が連携・協力し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において豊かな読書活動を行うことができる施策を、総合的、計画的に推進することを目的として策定しており、このたび、嘉麻市の実態に鑑み、見直しを図ることにより、引き続き効果的に読書活動を推進することを目的とします。

### 4. 計画の目標

この計画の目的を達成するため、次の3つを計画の目標と定めます。

#### (1) 家庭、地域、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等、学校、図書館等における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的かつ主体的な読書活動を行うことができるよう、本と出会うきっかけづくりをはじめ、発達段階に応じた読書習慣の形成と定着に向けた様々な取組を家庭、地域、学校等、社会全体で進めます。

#### (2) 施設・設備等の諸条件の整備

子どもがあらゆる機会と場所において、読書を楽しみ、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備・充実に努めます。

#### (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者や施設の関係職員等を含めた市民の理解と関心を深めるための普及・啓発に努めます。

### 5. 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

### 6. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1. 家庭、地域

#### ■ブックスタート事業<sup>(注1)</sup>

##### 【取組】

○生後4ヶ月児健診に併せて、赤ちゃんに絵本を2冊プレゼントし、その場で赤ちゃんに読み聞かせ<sup>(注2)</sup>を行うことにより、赤ちゃんと保護者に絵本の楽しさを体験してもらいました。

○読み聞かせの意義や楽しさを保護者に伝えました。

##### 【成果と課題】

健診に欠席した方には他の手段で絵本をお渡しできるよう配慮しており、100%の配付率を維持しています。市内で生まれる全ての赤ちゃんと保護者に対して、家庭で絵本に触れるきっかけづくりとなっています。併せて、市立図書館利用の促進と読書推進事業への案内を行うことにより、読書活動の啓発を行いました。

また、コロナ禍の現在、事業の説明や読み聞かせの時間を簡略化し、絵本のセットをお渡しするようにしています。配布する2冊の絵本については、家庭での蔵書と重複しないよう、絵本を数種類準備し、選択していただく等柔軟な対応を図ります。この事業を契機として、家庭での読み聞かせが促進されるよう工夫する必要があります。

#### ■乳幼児健診での子ども読書事業のPR

##### 【取組】

○乳幼児の4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月、3歳の健診で、図書館の乳幼児向けおはなし会<sup>(注3)</sup>や絵本ですくすく講座<sup>(注4)</sup>の案内や絵本ガイドブックの配付を行い、図書館事業のPRを行いました。

##### 【成果と課題】

図書館に来館したことがない方にも、図書館利用や乳幼児期からの読書推進事業について、案内をすることができました。

しかしながら、図書館の乳幼児向けおはなし会等の参加者数が低調であることから、より効果的な事業の開催方法について検討し、PRに努める必要があります。

## ■「うちどく」事業<sup>(注5)</sup>

### 【取組】

- 図書館における「うちどく」ノートを活用したおすすめ本のリレー
- 学校における「うちどく」活動（「うちどく」ノートを使った取組）

### 【成果と課題】

読書を通じて家族や友人とコミュニケーションを図ることの楽しさを体験することで、継続的な読書活動の推進に繋がりました。

今後、「うちどく」事業が市内に広がっていくように活動をPRしていく必要があります。

## ■社会教育における読書活動

### 【取組】

- 公民館等で開催する家庭教育支援事業や地区公民館事業等において、読書推進事業を行いました。

### 【成果と課題】

図書館の利用や図書館事業への参加経験の無い子どもに対して、読書の楽しさや面白さを伝え、図書館の存在をアピールすることができました。

事前に関係機関と連絡調整した上で、体験活動に沿ったプログラム内容を考慮し、効果的に事業展開できるように努める必要があります。

## 2. 保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等

### ■図書整備

#### 【取組】

- 各施設において、絵本をはじめとした児童図書を設置しています。
- 図書館の団体貸出を利用し、子どもの読書環境の充実を図っています。

#### 【成果と課題】

施設の中で読書環境を整えることにより、気軽に本に親しむ機会を提供することができました。

図書館の団体貸出の利用が一部の施設に限られていることから、より多くの施設において活用されるよう図書館からPRを行い、より充実した読書環境がされるよう努める必要があります。

## ■読み聞かせ等

### 【取組】

- 各保育所・保育園・幼稚園等で読み聞かせを行っています。
- 子育て支援センターでは、読書ボランティアが参加しておはなし会を定期的に開催する等、連携した取組を進めています。

### 【成果と課題】

乳幼児期から子どもの発達に合わせた読み聞かせを定期的に行い、本の楽しさを日々実感することができるよう取組しています。継続的な読書活動を行うことで、本への興味・関心を持つきっかけとすることができました。家庭での絵本の読み聞かせに広がっており、子どもの読書習慣の定着に向けた働きかけができています。

コロナ禍において、連携事業が減少傾向にあることから、今後の事業展開がスムーズに運ぶよう、感染対策を踏まえた、事業の開催方法について検討する必要があります。

## ■施設職員の研修

### 【取組】

- 保育士や幼稚園教諭に対する読書活動の研修を実施しています。

### 【成果と課題】

研修では、子どもに本の楽しさを伝えるための意義や読み聞かせの手法等を含めた知識や技術を習得することができました。

子どもに対する読み聞かせの重要性については職員間で十分認識しており、様々な機会に読み聞かせを実践することや、それぞれの保育士や幼稚園教諭がその経験で得た知識やスキルを共有する等、日常的な研鑽が図られています。

しかし、外部研修等の機会が減少していることから、子どもの読書活動への継続的な学習が図られるようスキルアップの機会を増やしていく必要があります。



## ■保護者への働きかけ

### 【取組】

○絵本の貸出や絵本の紹介を行っています。

### 【成果と課題】

家庭での読書環境の充実を図るため、読み聞かせに使用する絵本の貸出を行いました。しかし、子どもに対する読み聞かせの大切さや、読書が子どもの心の成長に必要であること等を伝えるための保護者向け研修会がすべての施設で未実施となっています。家庭での読書活動をより活性化するためには保護者の理解が不可欠であることから、今後保護者に対する働きかけについて検討する必要があります。

## 3. 学校等

### ■図書整備

#### 【取組】

- 各学校図書館では図書を収集・整理し、子どもの読書環境の充実を図っています。
- 図書館からの団体貸出を利用し、多様化する子どものニーズに対応できるようにしています。

#### 【成果と課題】

学校図書館の資料を充実させることで、調べ学習や個人での読書活動を支援しています。また、図書館の団体貸出を利用し、教科に合わせた調べ学習等に対応しています。

学校の規模により、資料数に差があることから、図書館の団体貸出の活用を活発にすることも含め、市内の小・中学校で等しく読書環境の充実が図られるような配慮が必要です。

### ■担当職員の配置

#### 【取組】

- 市内すべての小・中学校（小学校8校／中学校5校）に学校司書<sup>(注6)</sup>および図書整理員が配置されています。
- 司書教諭<sup>(注7)</sup>については、学校図書館法に基づき配置されています。
- 学校図書館は、すべての小・中学校の登校日において開館され、子どもへの貸出、読書相談<sup>(注8)</sup>及び読み聞かせ等を行っています。

### 【成果と課題】

学校図書館において、子どもと本をつなげる司書教諭、学校司書及び図書整理員の読書に対する指導助言は、子どもの読書活動を推進する上で重要であり、読書習慣の定着に繋がっています。

学校図書館の充実のために、学校司書等の専任者へのスキルアップが図られるよう取組を行う必要があります。

## ■朝の読書活動<sup>(注9)</sup>等

### 【取組】

- 小学校及び中学校において、朝の読書活動の取組をしています。
- 小学校及び中学校において、読み聞かせ、図書資料の紹介及び読書相談等を実施しています。

### 【成果と課題】

朝の読書活動では、自発的に本に触れることが少ない児童・生徒が、本を読む体験をする重要な機会となっています。また、読み聞かせや図書資料の紹介では、子どもの発達段階に合わせた本の紹介等を行い、様々なジャンルの本に対する興味・関心を喚起することで、継続的な読書活動に繋がっています。

今後も、様々な手法を取り入れた読書活動を検討し、子どもの読書意欲を喚起するような取組を増やしていく必要があります。

## ■学童保育所

### 【取組】

- 施設内に図書コーナーを設置しています。
- 図書館からの団体貸出を活用しています。
- 地域ボランティアや学童保育所の職員による読み聞かせを行っています。
- 土曜日開催の図書館行事に参加する等、子どもが図書館を利用するきっかけとなるよう働きかけを行いました。

### 【成果と課題】

図書コーナーの整備、団体貸出の利用及び図書館事業への参加により、子どもの読書活動の推進に繋がっています。

子どもが本に興味をもつ機会が増えるように、地域ボランティアや市立図書館との連携を図る必要があります。

## 4. 図書館

### ■施設及び図書の整備

#### 【取組】

- 市内に4つの図書館を設置し、図書館システムを利用して、図書の貸出等のサービスを行っています。（児童図書所蔵数：約86,000冊）
- 所蔵していない図書については、リクエストを受付するサービスを実施し、相互貸借<sup>(注10)</sup>や購入等の手段により、できる限り提供できるようにします。
- 各施設から要望される団体貸出に対応しています。
- 子どもに本の魅力を伝えるテーマ展示を行う等、読書に親しむきっかけづくりを行っています。
- 授乳室や子ども用トイレ等を設置し、子どもや保護者が図書館を利用しやすいよう配慮しています。

#### 【成果と課題】

多種多様で豊富な資料を有しており、あらゆる年代の子どもの読書活動を支援しています。しかしながら、図書館に自分で行くことができない子どもに対して読書環境を充実させるためには、学校図書館や市内の各施設との更なる連携・協力を深め、取組を進めていく必要があります。

また、様々なサービスや図書館設備等について、PR方法を工夫しながら、多くの方に幅広く周知していく必要があります。

### ■移動図書館車<sup>(注11)</sup>「てんとう虫号」の運行

#### 【取組】

- 移動図書館車「てんとう虫号」を運行し、市内の保育所・保育園をはじめ、学校、福祉施設や各地域の巡回ステーションにおいて資料の貸出を行いました。
  - ①保育所（2施設）・保育園（8施設）・幼稚園（2施設）
  - ②小学校（6校）・高等学校（1校）・学童保育所（1施設）
  - ③福祉施設（1施設）
  - ④各地域の巡回ステーション（18ヶ所）

#### 【成果と課題】

図書館から遠い地域に住んでいる子どもに対し、学校等や地域の巡回ステーションにおいて、図書の貸出をとおして、読書に親しむ機会を提供することができました。

今後、移動図書館車の活用促進を図ることで、より多くの市内施設へ巡回できるよう努め、一人でも多くの子どもに本を提供する機会を広げる必要があります。

## ■各種事業

### 【取組】

○図書館ではより多くの子どもに読書に親しんでもらえるよう年齢に合わせ様々な行事を行っています。

- ①乳幼児向けおはなし会
- ②ブックスタートフォローアップ事業 絵本ですくすく講座
- ③赤ちゃんタイム (注12)
- ④児童向けおはなし会または工作会
- ⑤「子ども読書の日」 (注13) 事業（図書館スタンプラリー・絵本展等）
- ⑥夏休み子ども向けイベント・子ども図書館員
- ⑦土曜未来塾 (注14) におけるおはなし会やブックトーク (注15) 等

### 【成果と課題】

乳幼児向けのおはなし会では0歳児の赤ちゃんを連れて定期的に参加される方がおられます。「子ども読書の日」を中心とした事業では、楽しみながら気軽に読書に親しんでほしいとの思いから、図書館スタンプラリーや絵本展の開催等、様々な工夫をしています。また、必要に応じて参加者アンケートを行い、行事の満足度について数値化し、一定の評価ができるよう努めます。

全般的に参加者が減少傾向にある事業もあることから、より多くの方々が読書活動に興味・関心をもっていただけるように積極的にPRを図ります。開催日時については、子どもと保護者が参加しやすい曜日や時間を検討する必要があります。

## ■選定リストの配付

### 【取組】

- 乳幼児健診時や図書館で保護者向けに絵本ガイドブックを配付しています。
- 「子ども読書の日」事業において、対象年齢を明記した司書おすすめ本のリストを配付するとともに、本の展示コーナーを設置しています。

### 【成果と課題】

絵本ガイドブックや司書おすすめ本のリストを配付することによって、子どもの心の成長に繋がることを目的とした本の案内ができています。

しかし、学齢期の子どもの成長に合わせた読書活動のステップアップのためのフォローには丁寧な取組が必要なことから、今後、学校との連携を進めながら、司書おすすめ本のリスト作成の改良を図り、子どもが読書に関心を持つような働きかけを行う必要があります。



## ■読書手帳の配付

### 【取組】

- 図書館で借りた本の記録ができる読書手帳を、図書館利用者に配付しています。
- ブックスタート事業や小学校新一年生の入学式に併せて配付しています。

### 【成果と課題】

ブックスタートや小学校入学時に配付することで、多くの子どもが、自分の読書履歴を参考に、次の本を手取るきっかけづくりとなっています。また、読んだ本について1冊ずつ、書誌情報や感想を記録できることから、子どもの成長記録として活用していただくことを保護者におすすめしています。

今後、読んだ本の感動を保管でき、もっと読みたいという関心を喚起することができる読書手帳のメリットを積極的にPRし、活用を促す必要があります。

## ■学校との連携

### 【取組】

- 図書館から各学校へ団体貸出を行い、読書環境の整備を図りました。
- 小・中学校の学校司書と市立図書館の司書の合同研修会及び意見交換会を開催しました。
- 各小学校からの図書館見学、中学生及び高校生の職場体験を受け入れました。

### 【成果と課題】

学校図書館に団体貸出を行うことで、調べ学習の支援や学校での子どもの読書環境の充実が図られました。

小・中学校の学校司書と図書館司書が合同の研修会や意見交換会に参加することで双方のスキルアップや交流を図りました。

子どもの読書活動の充実のためには、今以上に学校司書と図書館司書との交流を図り、連携に向けた取組を行う必要があります。

図書館見学や職場体験については、地域の子どもの社会体験学習の支援と図書館への関心を促す貴重な機会となっており、参加した子どもに対して、読書活動への働きかけができています。

市内の高等学校との連携については、改善する余地があると考え、連携内容について検討する必要があります。

## ■障がいのある子どもに対する読書活動

### 【取組】

- 特別支援学校の子どもに対し、図書館の見学受入等を行っています。
- 視覚障がいのある子どものために布の絵本<sup>(注16)</sup>や点字絵本<sup>(注17)</sup>を設置しています。

### 【成果と課題】

障がいのある子どもに、本に触れる機会を提供することができました。

今後は合理的配慮の観点から、すべての子どもが気軽に楽しく利用できる環境整備を行うとともに、読書に親しむ重要性について理解を広めていく取組が必要です。

## ■読書ボランティア育成・支援

### 【取組】

- 読書ボランティア養成講座を開催し、新規のボランティアの育成を行いました。
- 現在活動中のボランティアに対しては、読み聞かせ等の技術向上のための研修の機会を提供しました。
- 嘉麻市図書ボランティア連絡協議会<sup>(注18)</sup>の支援を行いました。
- 市内子育て支援福祉施設等からの読み聞かせ等の協力依頼について、読書ボランティアの活動の調整を図っています。

### 【成果と課題】

市内の小学校及び保育所（園）等では、地域のボランティアの協力を得て、読み聞かせをはじめとした読書活動を行っています。また、図書館におけるおはなし会やその他の事業についても、読書ボランティアの協力を得て、事業参加者との世代間交流が生まれ、充実した事業開催ができています。

しかし、ボランティア活動の参加者が年々減少傾向にあり、ボランティアの活性化を図る必要があるため、幅広い世代に対してボランティア活動に興味をもつ取組を検討する必要があります。



## 5. アンケート結果から

第2次嘉麻市子ども読書活動推進計画に基づき、平成29年度～令和3年度までの間、様々な事業を実施してきました。

このたび第3次子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、比較検討を目的として、前回の計画策定時に実施したものと概ね同様の「子どもの読書活動に関するアンケート」を令和3年10月に実施しました。市内の保育所（2施設）・保育園（10施設）・認定子ども園（1施設）、幼稚園（3施設）の3歳児クラスの保護者、市内の学校に通うすべての小学5年生、中学2年生及び施設関係者を調査対象としました。

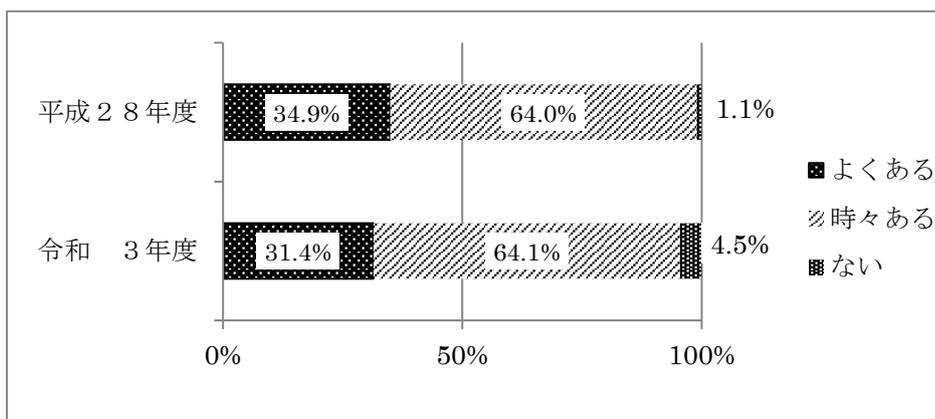
乳幼児期における調査対象を3歳児としたのは、この時期が最も感性が育つ時であり、周りの大人が読み聞かせを行うことで、その後の読書習慣の形成に大変重要であると捉えているからです。この年齢における家庭での読書活動の実態や傾向を把握し、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園、地域や図書館が連携して事業を展開することが重要であると考えます。

小学5年生は、高学年に入り長編児童文学をはじめ様々なジャンルの読書に興味を持ち始める子どもが出てくる一方で、読書離れが始まる時期でもあります。また、中学2年生では、思春期を迎え、様々な読書体験を通して考える力を蓄える時期であると考えています。将来の読書習慣の定着に向けて、学校や図書館が子どもと本を繋ぐ大切な役割を担う時期であり、その実態を把握することが重要であると考えています。

その他、日常的な生活の中で大きく関わっている保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園、学校で行われている読書活動推進のための取組についても調査しました。

### ■ 3歳児保護者アンケートから

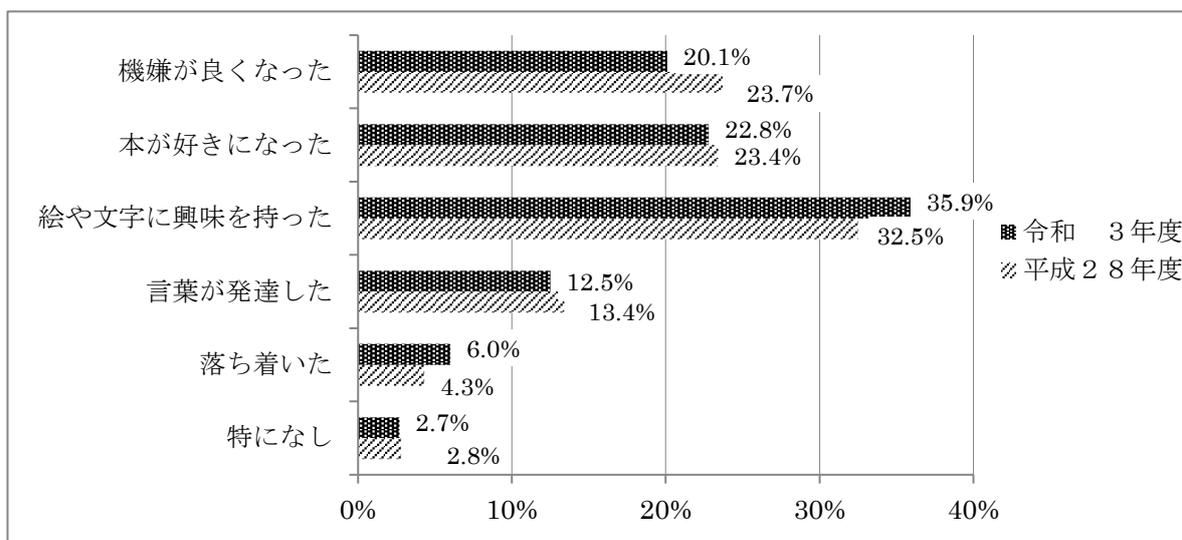
#### ○ご家庭でお子さんに絵本等の読み聞かせをしたことがありますか



回答結果からは「よくある」及び「時々ある」を含めて、多くの家庭で読み聞かせを行っている状況が伺えました。「読み聞かせをしたことがない」と回答した保護者が、前回の調査に比べ3.4ポイント増加しており、その要因については保護者の多忙さや情報メディアによる影響等、様々なものが考えられます。

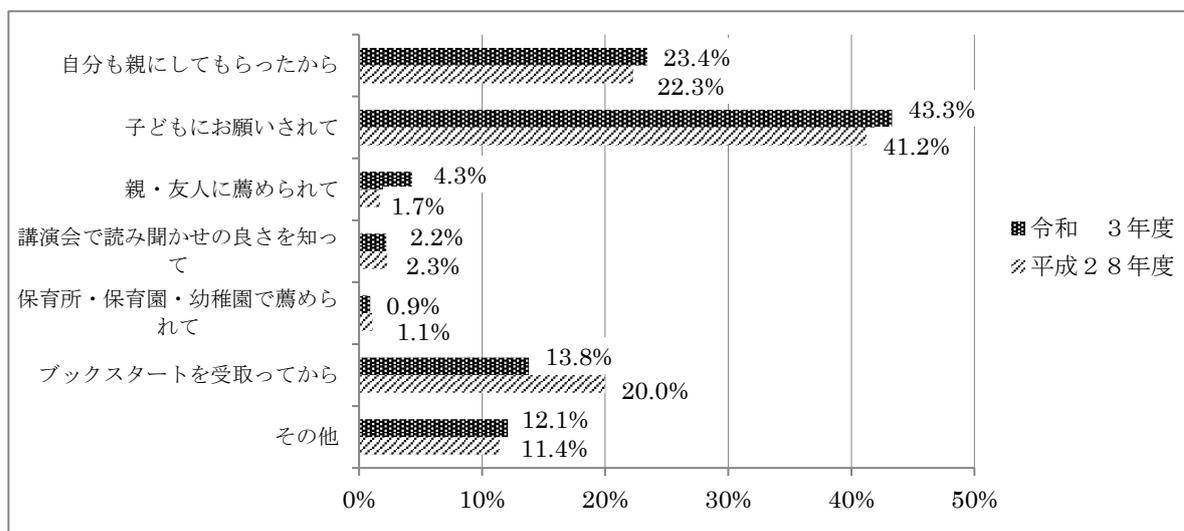
読み聞かせをしたことのない家庭においても、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園や地域、または図書館で読み聞かせ等を行うことで、子どもは絵本の楽しさを知ることができます。保護者と子どもがもっと読書に親しんでもらえるように本の楽しさを広げていく取組が重要だと考えます。

### ○読み聞かせをして、お子さんの反応はいかがでしたか（複数回答）



読み聞かせを行うことで、絵や文字に興味を持ち、子どもの発達に良い影響を与えることや、機嫌が良くなったと感じたという回答が多く、読み聞かせが子どもの情操にプラスの影響を与えることを実感している保護者が多くおられます。

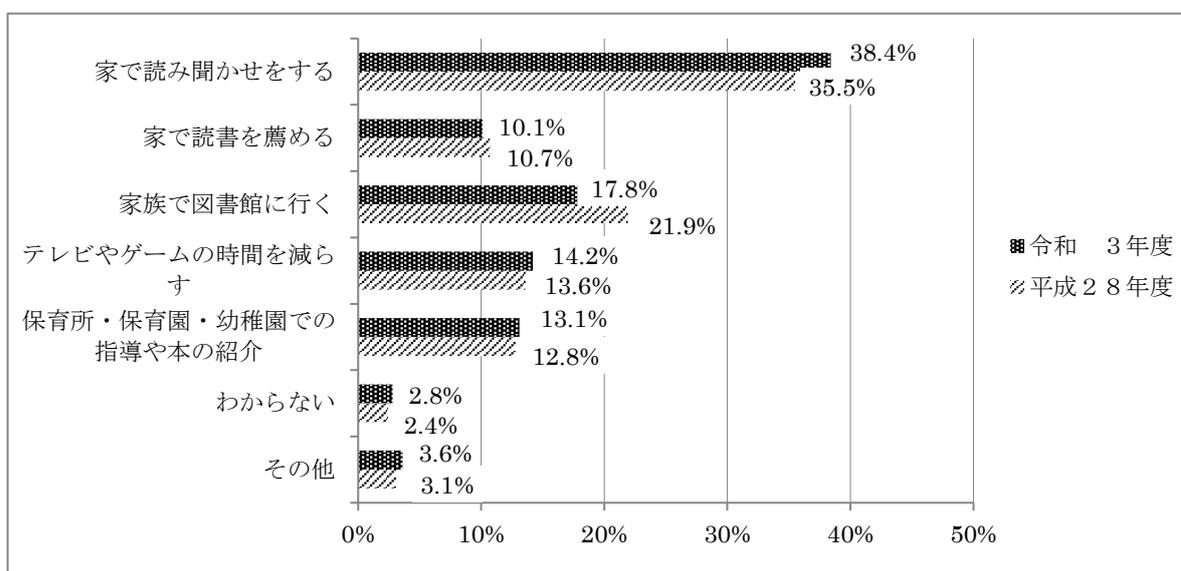
### ○読み聞かせを始めたきっかけは何ですか



「子どもにお願いされて」が前回に引き続き40%以上となっています。保育所（園）等の施設で保護者以外の方に読み聞かせをしてもらった子どもが、本の面白さや楽しさを知り、家庭においても保護者に読んでほしいと働きかけ、その子どもの希望を保護者が叶えるという、良い循環が生まれていることがわかります。次に、「自分も親にしてもらったから」という回答が多くなっています。幼い頃の読み聞かせが良い連鎖をつなぎ、自分の体験を子どもにも伝えていこうとしている様子も伺えます。

その他、図書館で実施しているブックスタートをきっかけとして読み聞かせを始められた保護者も一定数おられます。今後も乳幼児期からの読書推進事業を充実させることで、子どもへの読み聞かせの大切さを保護者に伝えていくことが重要だと考えます。

### ○子どもが本好きになるにはどのようにすればよいと思いますか（複数回答）

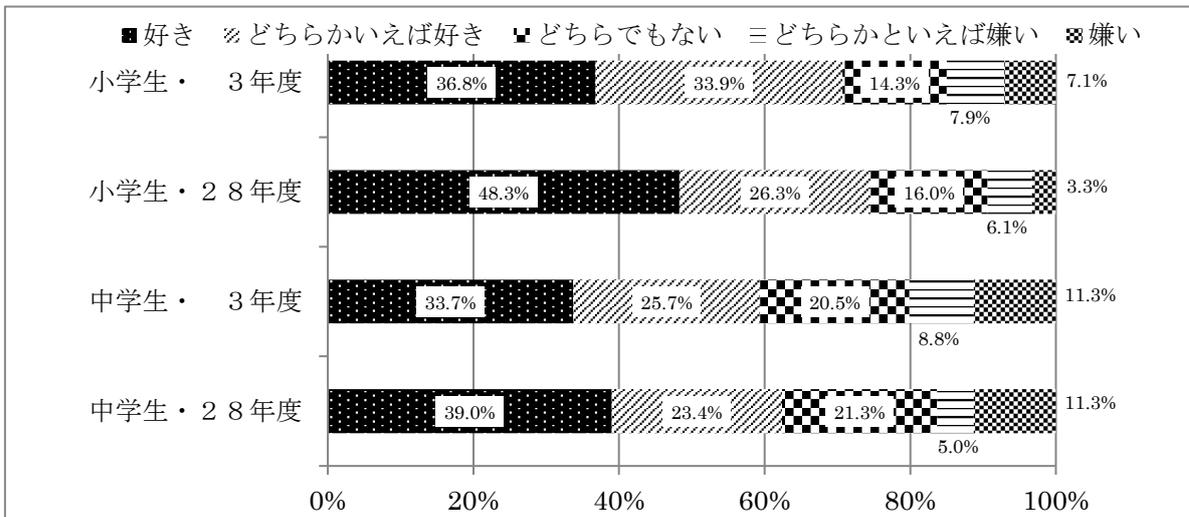


子どもが本好きになるには、「家で読み聞かせをする」ことが有効であると多くの保護者が回答しています。その重要性を理解している保護者が多いことから、今後、家庭での読書活動の展開が期待されます。また、17.8%の保護者が「家族で図書館に行く」と回答しており、今後、家族と一緒に滞在できるような図書館利用を促進していくことも有効な取組となることを示唆しています。



## ■小・中学生アンケートから

### ○あなたは読書が好きですか

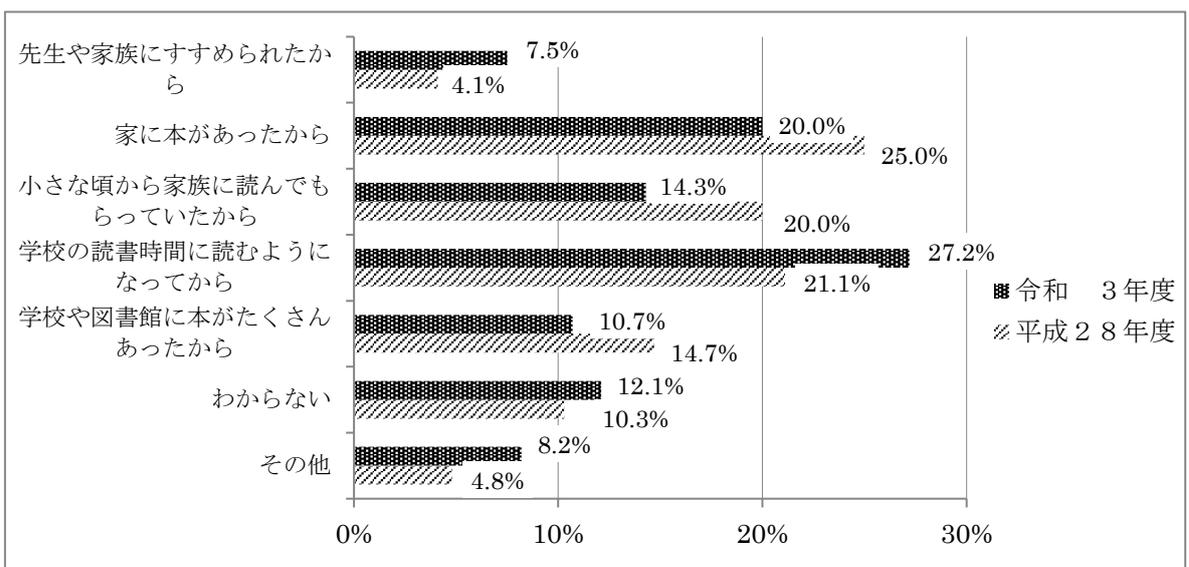


前回の調査と比較して小学生において、「好き」が11.5ポイントと大きく減少しています。また、「嫌い」との回答が2倍以上に増加し、読書に対して好意的な小学生が減少し、不読率の増加が著しい結果となりました。

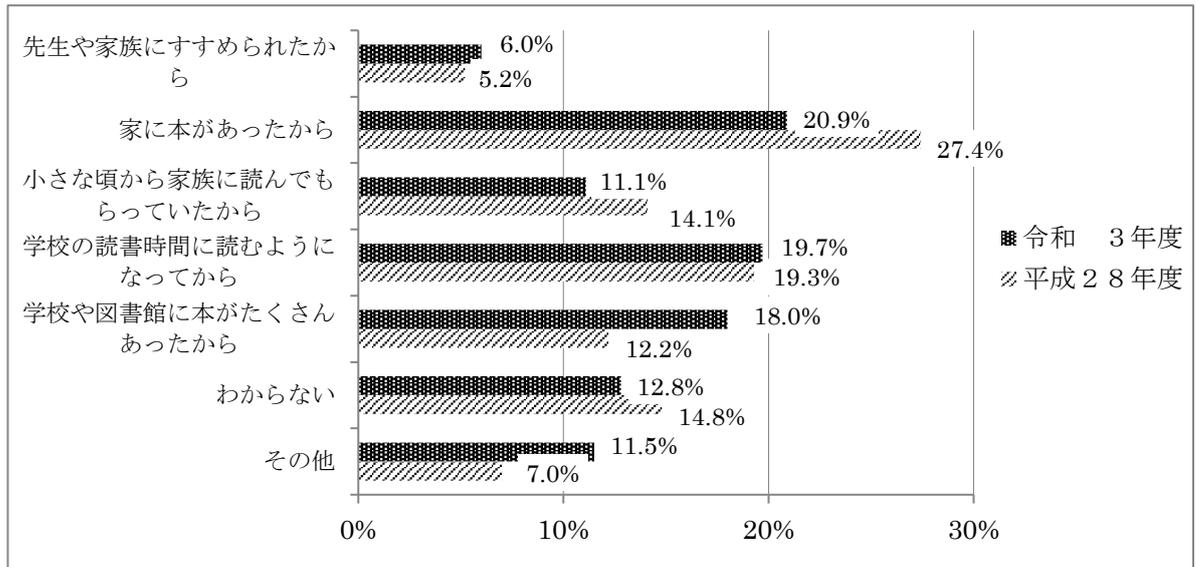
中学生においては、前回の調査と比較すると「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた数の減少は緩やかですが、依然、読書離れの傾向が進んでいることがわかります。

○読書が「好き」または「どちらかといえば好き」とした人にたずねます。どのようにして読書が好きになりましたか（複数回答）

### 小学生

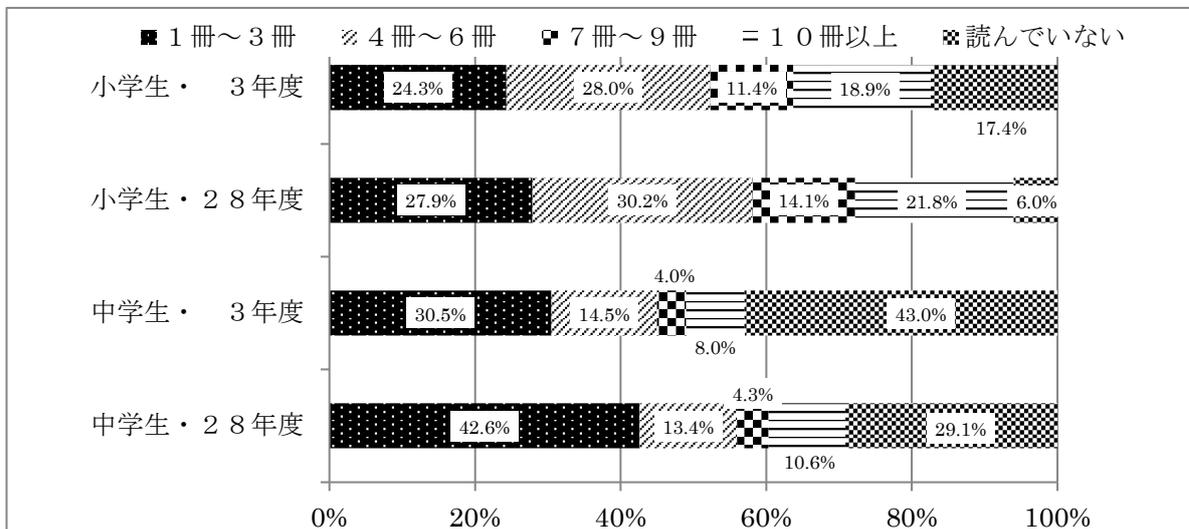


## 中学生



小学生と中学生共に、「家に本があったから」と「学校や図書館に本がたくさんあったから」が好きな理由として多くあげられています。学校や家庭など、身近なところに本を備えていることで、子どもが本を好きになることにつながるようです。

## ○最近1ヶ月間に何冊の本を読みましたか

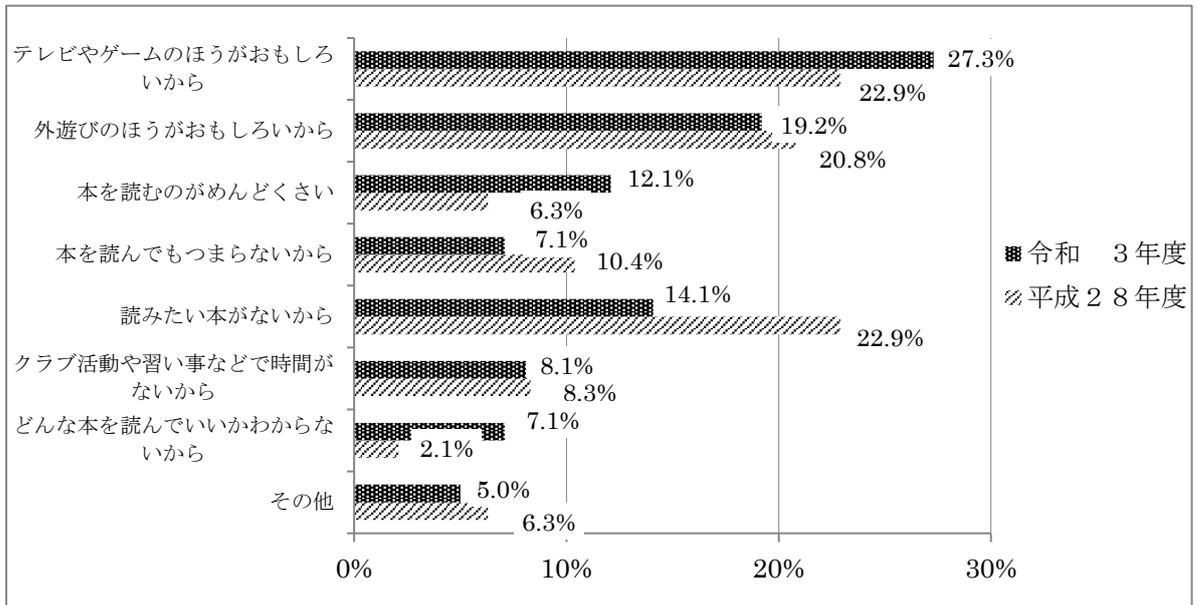


読書に関する全国的な指標とされている令和2年度第65回学校読書調査(全国学校図書館協議会、毎日新聞社)の結果によると、1年間の不読率(1冊も本を読まなかった割合)は、全国の小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%と、年齢が上がるにつれ増加するという結果となっています。

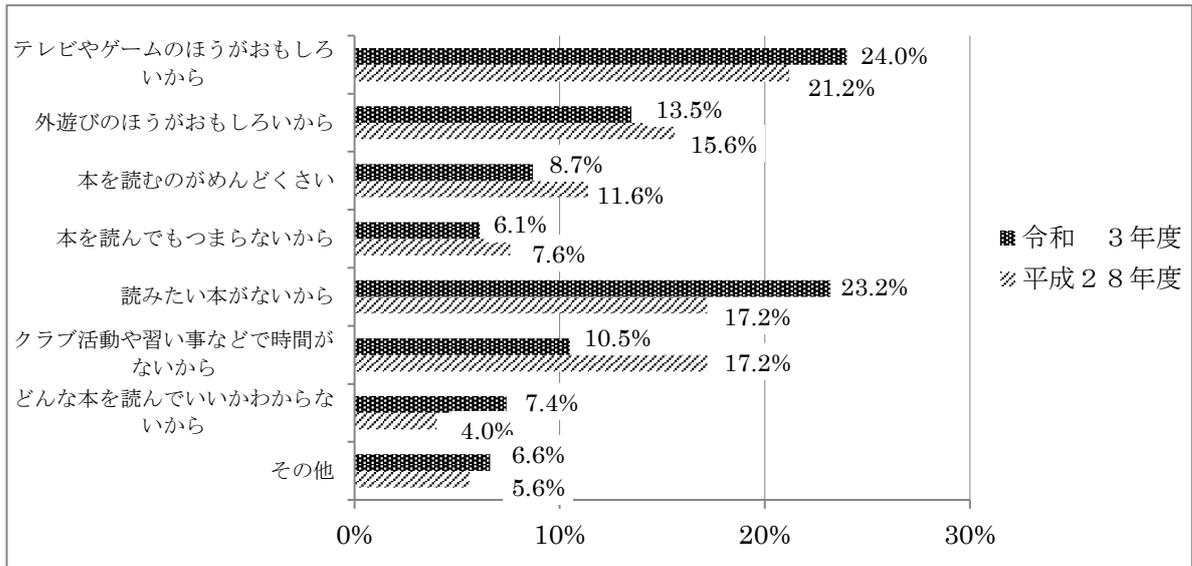
今回の嘉麻市のアンケート調査では、小学生17.4%、中学生43.0%と全国平均に比べ不読率が大幅に高いことがわかります。小・中学生ともに、読書離れの傾向が顕著に表れています。

○あなたが本を読まなかったのはどうしてですか（複数回答）

小学生



中学生

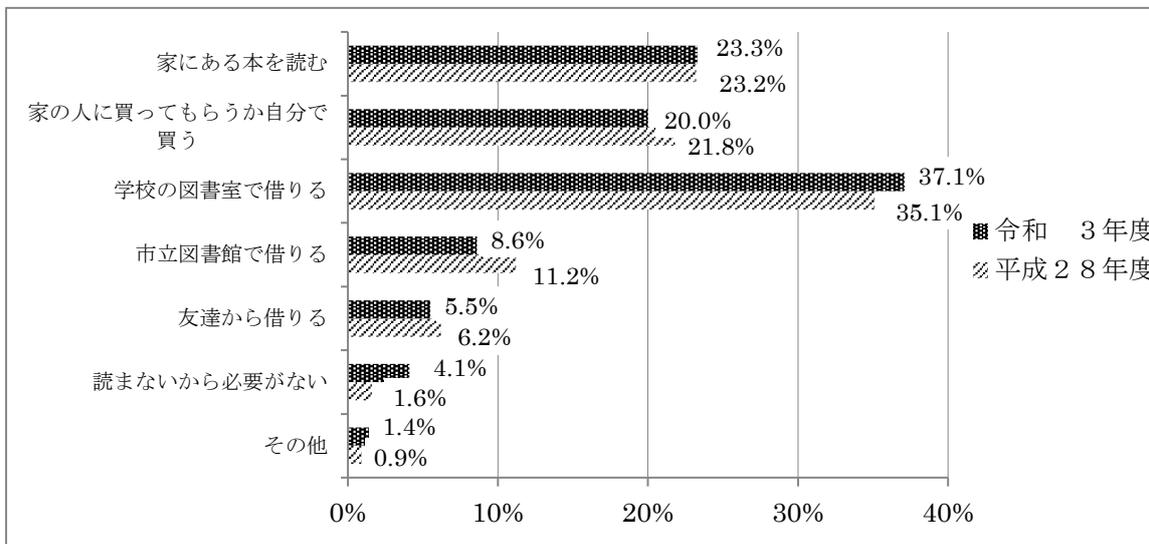


小・中学生ともに、一番大きな理由として、「テレビやゲームのほうがおもしろいから」が多くを占めており、テレビ・ゲーム等のメディアに対する興味関心が高く、メディアに接する時間が多くなっています。長時間にわたるメディア接触が子どもの心身に与える影響について危惧される中、様々な機会を捉えて、子どもにわかりやすくメディアとの適切な関わり方について指導する必要があると同時に、読書の楽しさを継続的に伝えていくことが必要です。

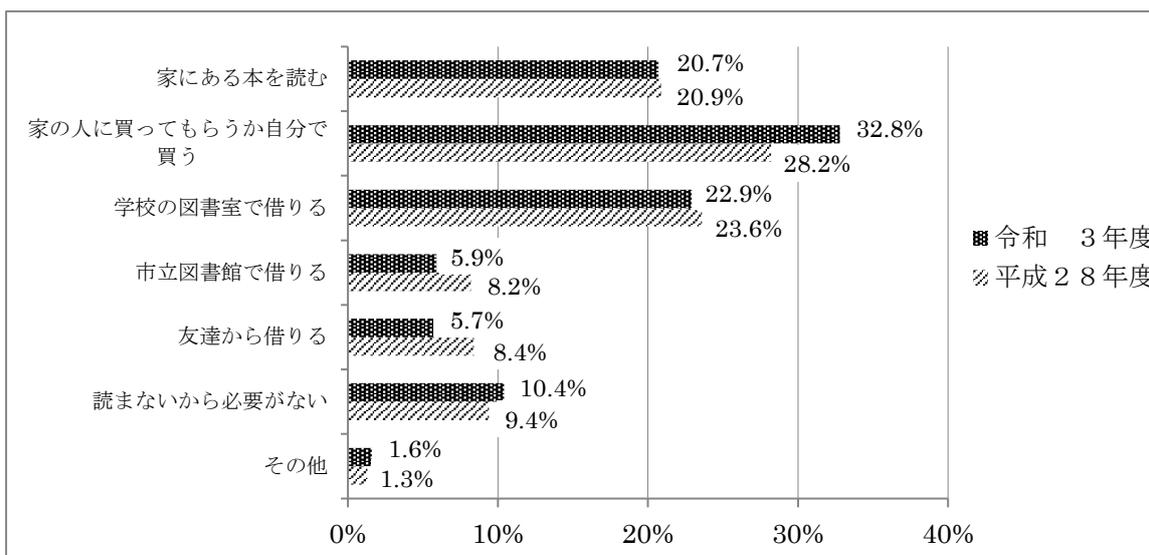
その他、中学生においては、「読みたい本がないから」との回答が多く、魅力ある読書環境や適切な読書指導等が必要だと考えられます。

○あなたは読む本をどのように準備しますか（複数回答）

小学生



中学生

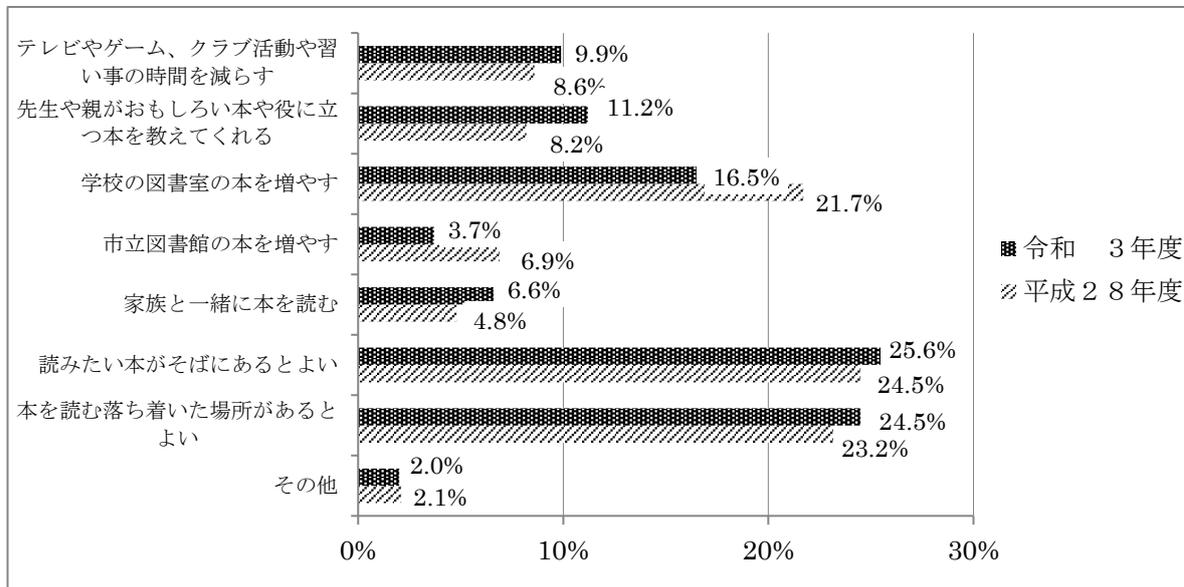


中学生では読む本を購入して用意するケースが一番多いようですが、小・中学生ともに共通して、学校図書館で読む本を準備している場合が多くを占めています。毎日通う学校に設置されている学校図書館が、子どもにとって身近な存在であるとともに、読書環境としてとても重要であることがわかります。

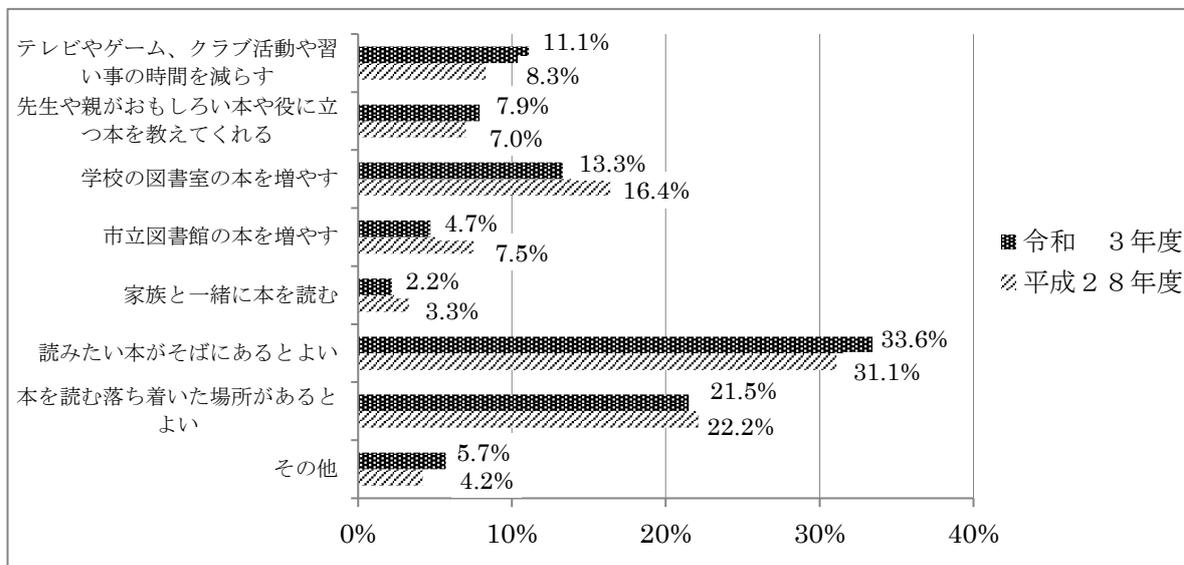


○あなたがもっとたくさんの本を読むためには、どうすればよいと思いますか  
(複数回答)

小学生



中学生



小・中学生ともに、「読みたい本がそばにあるとよい」がもっとも高く、次に多く回答されたのが「本を読む落ち着いた場所があるとよい」でした。今後も、子どものニーズに沿った、魅力ある図書を継続的に備えることと、その本を読む落ち着きのある快適なスペースを整備することが、読書活動を広げていく上で重要な要素であることが明らかとなっています。

## ■保育所・保育園・認定子ども園、幼稚園、小学校・中学校の関係者等のアンケートから

### ○保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園

乳幼児期から行う読書活動の一つである読み聞かせについては、ほとんどの施設で取組をしており、この活動が全体的に浸透していることがわかりました。

その他の読書活動については、施設によって状況に差があり、今後は読み聞かせ以外の読書活動についても、各関係機関が連携・協力を図りながら推進していく必要があります。

保育士や幼稚園教諭に対する読み聞かせ等の研修会の参加については、すべての施設に均等に機会が設けられていないため、研修の機会が設定されることが必要です。

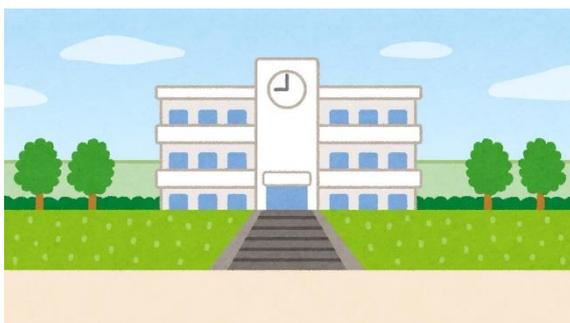
保護者を対象とした読書活動に関する研修会等の開催については、現在取組を行う施設が少ないのが現状です。子どもの読書活動を広めていく上で保護者の理解が特に重要であることから、保育所（園）等と図書館で連携を行いながら、研修の機会を提供できるよう努めます。

移動図書館車の運行については、多くの保育所（園）等で実施していることから、今後も引き続き運行を継続・拡大していくことが求められます。

### ○小学校・中学校

各学校で時間帯は異なりますが、学校の登校日には学校図書館が開館されています。読み聞かせは、多くの小学校で、取組が行われています。また、朝の読書活動については、半数以上の学校で取組まれています。実施状況に差があるため、読書習慣を育てるために有効な取組と位置づけ、より多くの学校で取組をすることができるように努めます。

司書教諭等の研修会については、前回の調査と比較して、研修の機会が減少していることから、今後スキルアップの機会を増やしていくことが必要だと考えられます。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための施策

### 1. 家庭、地域

家庭は、子どもの生活の基本となる場です。保護者と子どもが過ごす温かな共通の時間の中で、子どもが本に親しみ、本の楽しさを知ることは、子どもの心の成長に欠かせない栄養となり、想像力、豊かな感性、人を思いやる心、考える力を育みます。家庭での本との出会いは、子どもにとって生涯の大きな財産となります。

嘉麻市の各地域には、子どもの読書活動を支える様々な施設や活動があります。定められた時間を過ごす学校とは異なり、自分の自由な意思で本を利用したり、読書活動に参加したり、家族以外の人々とのふれあいの中で、本との出会いや様々な体験、コミュニケーションの広がりが生まれます。

子どもの周りにいる大人が、本に親しむ大切さを理解し、子どもの読書活動に興味・関心を持つことは、とても重要な点だと考えられます。また、身近な大人が読書する姿を子どもが見ることで、読書に興味をもつ大きな要因のひとつだと考えられます。

#### ■家庭における読書活動の推進

家庭における読書活動は、保護者や周りの大人が本に対して興味・関心を持っているかどうかがとても大きな影響を与えます。特に幼少期の記憶や体験がその後の成長に大きな作用をもたらすことを併せて考えると、乳幼児期から読み聞かせを行うことで、子どもの読書活動の基盤が作られます。

保護者に対して、子どもの成長過程における読み聞かせや読書の重要性をあらゆる機会と場所で伝えていくことで、家庭における読書活動を推進します。

#### ■ブックスタート事業の推進

ブックスタート事業では、嘉麻市から赤ちゃんと保護者にファーストブックを提供し、乳幼児期から絵本に親しむことの意義を説明しています。絵本を読むと赤ちゃんは表情豊かになり、体を使って絵本を楽しんでいる事を大人に知らせてくれます。それは読んでいる大人にとっても、大きな喜びとなります。保護者一人ひとりに赤ちゃんと絵本を共有する楽しさと心地よさを丁寧に伝えていき、家庭での読書活動に繋げることを意図します。

また、ブックスタートフォローアップ事業として乳幼児向けおはなし会や絵本ですくすく講座を開催することにより、親子のコミュニケーションを育みながら読書活動を推進する事業を展開していきます。

なお、本事業は図書館と子育て支援課との連携を図りながら、スムーズな運営に努めます。

### ■家庭教育支援事業との連携

現在、生涯学習課社会教育係では、家庭の教育力向上を目的とした「家庭教育支援事業」を開催し、その中で情報メディアの接触時間の長時間化が子どもに与える影響について様々な手法で啓発活動を行っています。図書館では、家庭教育支援事業との連携を図ることで、メディア接触の時間を減らすとともに、家庭での読み聞かせや読書の重要性についてPRを図ります。

### ■「うちどく」事業の推進

家庭や地域で、子どもと周りの大人が本とおしたコミュニケーションを図る「うちどく」事業を推進し、家庭での読書環境が充実したものになるよう取り組みます。

今後の事業展開については、市内の保育所（園）等、学校や市立図書館と連携を図り、「うちどく」事業がより多くの家庭に広がるようPRを図ります。

### ■情報環境の変化

情報通信技術（ICT）の普及に伴い、タブレットやスマートフォンが生活の一部として定着してきています。子どもと保護者に対して、情報メディアとの適切な付き合い方について関係機関と連携・協力した啓発を行うとともに、図書館ホームページの利用方法を案内する等、読書活動のきっかけ作りとして情報環境の活用を図ります。

## 2. 保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等

保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等は、乳幼児期の子どもが集団で遊びや生活する中でたくさんの本に出会える場所です。言葉や心、想像力を育むこの大切な時期に、絵本の読み聞かせ等を通して、子どもは読み手の声やぬくもりから親しみや愛情を感じ取り、心地よさや楽しさを味わいます。子どもの読書習慣の形成を図り、子どもが生涯において、本と身近にふれあう重要な機会を日常的に提供しています。

また、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園等での読書体験が、家庭での読み聞かせに繋がることや就学後の子どもが自発的かつ主体的に読書活動に親しむことが期待されます。

### ■読書環境の整備

子どもが気軽に本に触れることができるような絵本コーナーの更なる充実に努め、本に親しむ機会と場所を提供し、心の成長を育んでいきます。

家庭での読書活動を推進する観点から、保護者への図書貸出の取組を一層充実させます。

また、図書館の団体貸出を積極的に利用することで、多種多様な図書に触れる機会を提供します。

### ■読み聞かせ等の充実

まだ文字の読めない子どもに対して、耳から聞く読書活動を推進するために、読み聞かせは最も重要な手法です。保育所（園）等の中で、継続的かつ日常的に読み聞かせ等の取組の充実を図ります。集団での読み聞かせのメリットとして、発達段階に合わせた絵本の選書を行うことで、より子どもの心に響く読み聞かせになるとともに、クラスの仲間で一つの絵本やお話を共有することで、より記憶に残る体験となります。純粋に「本は楽しい」ということを感じることができるよう読み聞かせやおはなし会等の充実を図ります。

### ■研修機会の充実

保育士や幼稚園教諭が子どもの読書活動を進めていくためには、乳幼児期からの読書の大切さと必要性を理解することが大切です。読み聞かせ等を行うための図書の選定や読み聞かせの手法等を学ぶ研修会への積極的な参加を進めていきます。それぞれの保育士や幼稚園教諭が経験の中で得た知識やスキルを共有し、それを実践することで職員相互のスキルアップに努めます。

### ■保護者への働きかけ

保護者の温かな声で子どもに読み聞かせを行うことは、親子のコミュニケーションを図り、愛着の形成や子どもの豊かな感性を育てる上で大切な働きかけの一つです。保護者に乳幼児期からの読み聞かせの意義や成長に応じた絵本の選定について紹介すると同時に、家庭での暮らしの中で本と親しむ時間をもたれるように、保護者向けの読み聞かせの研修会等の開催や働きかけに努めます。

## 3. 学校等

学校は、子どもが多く時間を過ごす場所であることから、生涯にわたる読書習慣を育む上でも、大きな役割を担っています。学校の読書の時間をきっかけとして本に親しむようになった子どもの割合も多く、すべての子どもが本と出会い、読書の楽しみを知る可能性を持っています。学習に必要な理解力や表現力を身につけるには、言葉を知り、自分の思いを伝えることが欠かせません。読書活動の推進によって子どもが獲得するものは計り知れず、学校は様々な教育活動を通して、本とふれあう機会を充実させることにより、児童・生徒の読書への興味・関心の高まりを支援していきます。



## ■学校図書館の整備・充実

学校図書館は読書活動の中核として、児童・生徒の情報センターとして、子どもが自主的かつ主体的に本を気軽に手にする環境づくりが求められます。児童・生徒が興味・関心をもつ図書や、各教科の学習を進める上で必要な基本的図書等の多種多様な本の整備を進めていきます。

また、必要に応じて、図書館の団体貸出等も利用することで、図書の整備の充実を図ります。

読書への興味・関心を促すため、図書の配架・レイアウト・紹介方法を工夫し、より快適で魅力ある読書環境づくりに努めます。

効率的かつ効果的な図書の利用を図るためには、学校間や図書館を結ぶ図書館システムの相互連携についても長期的な視野に立って検討する必要があります。

## ■朝の読書活動

児童・生徒の読書習慣の定着を図るため、朝の読書活動を継続的に行っていきます。また、子どもの興味・関心に合わせた、段階的な読書指導に努めます。

## ■読書関連行事

読み聞かせやおはなし会、ブックトーク等を実施し、学校全体の取組として、子どもの読書活動を推進します。また、図書館や読書ボランティアと連携・協力を進め、読書が苦手な子どもがスムーズに本を手にとることができるような取組について検討を図ります。

## ■学校から家庭への働きかけ

読書講演会や研修会等を通して、家庭での読書活動が子どもの学力の向上や精神的発達に与える影響について、保護者の理解と共感を促します。また、親子で一緒に行う読書活動について、PTA組織等との連携を図りながら推進します。

## ■司書教諭と学校司書の配置及び研修の充実

学校図書館の機能を効果的に発揮させるには、司書教諭や学校司書の果たす役割が重要です。引き続き、専任スタッフを適切に配置することで、個別の学習活動への支援を行うとともに、図書委員との連携協力のもと、より身近で魅力ある学校図書館の運営に努めます。

また、専任者のスキルアップを図るため、子どもの読書活動に関する知識や技術の習得に努め、計画的かつ継続的な研修を図ります。

## ■学校図書館協議会の取組

司書教諭や学校司書、図書整理員等が連携し、資料の整備・充実、児童・生徒への図書館利用を促進するため、学校図書館関係職員の研修、読書活動とその関連行事等の充実を図ります。

### ■異年齢交流を通じた読書活動の機会の提供

小・中学生や高校生等が、乳幼児を対象に読み聞かせを行う取組の推進を図ります。異年齢交流をとおして、子ども同士の読書活動の相互作用や循環が生まれるよう読書活動の機会を提供します。

### ■GIGAスクール構想<sup>(注19)</sup>の推進に伴う読書活動の今後

児童生徒1人に1台のタブレット端末が行き渡る計画が進んでいる中、急速に情報メディアの環境整備が大きく変化しています。図書館のホームページや電子書籍の活用等を含め、今後の読書活動について検討する時期を迎えていると考えます。

### ■学童保育所での読書活動

子どもが自主的かつ主体的に本を読むことができるよう図書館の団体貸出や移動図書館車「てんとう虫号」の巡回貸出を利用し、読書環境の更なる整備に努めます。また、支援員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせ等を積極的に行い、子どもの読書活動の充実を図ります。

条件が整えば、学童保育所から図書館の読書事業に参加することにより、子どもが本に親しむ機会を提供します。

## 4. 図書館

図書館は子どもから大人まで、すべての地域住民を対象として、資料や情報を収集・整理・保存・提供し、多くの人が気軽に自由に本と触れ合うことができる学びの情報拠点です。子どもが多種多様な本と出会える環境整備を総合的に行いながら、読書活動が充実していくための活動を積極的に推進していきます。また、図書館には専門職員を配置して、情報のネットワークの中心となり、人と本をつなぐ連絡・調整の役割も担っていきます。

### ■施設整備

現在、嘉麻市では、山田図書館、稲築図書館、碓井図書館、嘉穂図書館の4つの図書館と移動図書館車「てんとう虫号」をネットワークで繋いだ図書館システムを構築し、全ての図書館で一括した貸出・返却等が相互にできるサービス体制を整えています。

今後、子どもの図書館利用を促進するため、児童図書コーナーの整備や子どもの読書意欲を高めるような年齢別・テーマ別等のコーナーの設置、魅力ある特集展示等を積極的に行い、本の楽しさを感じてもらえるような館内環境の充実に努めます。また、引き続き利用者用パソコンを各館に設置し、図書と併せてインターネットでも調べものや情報収集ができるよう支援します。

また、家族で図書館にゆったりと滞在しながら、読書を楽しんでいただけるような環境を提供することにより、大人と子どもと一緒に読書体験を深めてくことを支援します。

## ■図書館資料の充実

豊富で多様な児童図書に充実を努め、年齢、生活体験、読書体験がそれぞれ異なる子ども一人ひとりの興味や読書力に対応できるよう、幅広い蔵書の収集に努めます。また、図書の予約・リクエスト制度により、読みたい本が確実にかつ速やかに提供できるよう努めます。また、情報通信技術（ICT）の普及に応じた電子書籍等の情報メディアの導入についても、長期的な視点にたった検討を図ります。

## ■移動図書館車「てんとう虫号」の運行

移動図書館車「てんとう虫号」は、保育所・保育園・幼稚園、学校、学童保育所、地域等への巡回貸出を行い、市内の各施設や地域において、交通手段を持たない子どもに対して、身近に本に親しむ環境を用意します。借りたい図書の要望についても利用者の声に耳を傾けながら、運行の継続と拡大に努めます。

## ■おはなし会・各種講座・イベントの開催

多くの子どもが楽しみながら本と出会える場として、読書ボランティアの協力を得ながら、定期的におはなし会等を実施していきます。また、「子ども読書の日」の事業として、子どもが自発的かつ主体的に参加できるような事業内容を工夫しながら、事業を展開していきます。また、関係機関と連携・協力することにより、保護者や地域住民を対象にした子どもの読書に関する講演会等を開催し、読書活動の意義や重要性について啓発を行い、読書活動への理解と協力を多方面へ働きかける等、嘉麻市全体の読書活動に対する機運の醸成を図ります。

## ■読書相談

子どもが求める本の検索を支援したり、何を読んでいいかわからない子どもに対して適切なアドバイスができるよう努めます。また、保護者、読書ボランティアや地域の方から、本を子どもに薦めるときや読み聞かせの相談について依頼があった際は、適切な本の紹介や助言等を行い、課題解決に向け丁寧で細やかな対応を心がけます。

## ■選定リストの配付

絵本ガイドブックや子ども向けおすすめ本リストを定期的に作成し、乳幼児健診時や図書館等で広く配付します。子どもの発達段階に合わせた質の良い本を紹介することにより、読書習慣の形成・定着に向けた取組の充実を図ります。

## ■団体貸出の充実

子どもが身近な場所で本と親しむことができる環境づくりのため、保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園、小・中学校、学童保育所等に対して、引き続き団体貸出を積極的に行います。また、より多くの団体に活用していただけるよう条件整備を図ります。

### ■乳幼児向けの取組

乳幼児期から家族で図書館を気軽に利用していただけるよう配慮した取組を行うとともに、乳幼児向けおはなし会や保護者向けの読み聞かせ講座を開催する等、家庭での読書活動の重要性について啓発を行います。また、図書館見学等を含めて、本や図書館に親しむ機会が提供できるよう保育所（園）等との連携を図ります。

### ■中・高校生向けの取組

各図書館では児童図書のコーナーとは別に、10代の子どもが対象の図書のコーナー（ヤングアダルトコーナー）を設けています。特に不読率が高くなる10代の子どもに対して、ニーズに合った魅力ある図書を収集していきます。また、お互いに本を紹介するイベントを開催する等、楽しみながら本に接する機会が提供できるよう努めます。

### ■障がいのある子どもへの取組

平成28年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うことが求められています。また、令和元年6月28日には、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行され、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、様々な障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることが求められています。発達の段階や障がいの状態に応じた適切な図書の選定と利用しやすい読書環境の整備を図ります。

また、布の絵本や点字絵本、録音図書<sup>(注20)</sup>等の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力を図り、団体貸出やおはなし会、図書館見学等、本との出会いの場と機会を増やしていきます。

### ■読書好きな大人・家庭を増やす取組

子どもの読書活動を推進していくには、読書に関心のある大人の理解と協力が欠かせません。保護者や子どものまわりにいる大人に対して、読書に興味を持ってもらえる取組を検討し、展開していきます。

### ■司書および図書館職員の研修

図書館の司書および図書館職員は、児童図書や読書相談、レファレンス<sup>(注21)</sup>、読み聞かせ等を通じて、子どもと本の橋渡しをする重要な役割を担っています。そのため、子どもの読書活動に関する幅広く新鮮な知識と技術を高めていくことが必要です。今後も外部や内部の研修参加を継続することで、スキルアップに努めます。

## ■学校図書館との連携

多様で豊富な図書に子どもが触れるためには、図書館と学校図書館の連携が不可欠となります。これまでも、学級文庫<sup>(注2.2)</sup>や調べ学習<sup>(注2.3)</sup>等を目的とした団体貸出等の図書の貸借や子どもの読書に関する事業について連携を行ってきました。今後、より充実した読書活動の推進を図るため、図書館と学校図書館の成果や課題の共有や情報交換等を行い、連携の充実を図ります。

また、図書館見学・職場体験等の受入についても、積極的に取り組みます。

今まで連携の事例が少なかった高等学校との取組についても、連携を促進します。

## ■読書ボランティアの育成・支援

読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。豊富な経験を有する市民の皆様の協力を得ることにより、多様で地域に根差した細やかな読書活動を展開することが可能となります。

現在、読書ボランティアが市内の図書館や小学校等において、定期的に絵本の読み聞かせやおはなし会等の活動を行っています。今後も、長期的な視野にたってボランティア活動を継続していただくために必要な新規ボランティア育成のための養成講座を開催します。さらに、現在活動中のボランティアに対して、スキルアップを目的とした研修の機会を提供することにより、更に充実した活動内容となるよう努め、ボランティア活動の場や機会を提供していきます。

また、ブックスタートでは、絵本の読み聞かせの際、お母さんが読み聞かせを聞いている赤ちゃんの表情を見ていただくために、赤ちゃんだっこのボランティアを募集し、協力を依頼しています。継続的にボランティアを確保することで、安定して運営できるように努めます。

市内読書ボランティアサークルが加入している嘉麻市図書ボランティア連絡協議会への支援も引き続き行い、市内の読書活動の情報共有や連携を進めます。また、協議会に加入していない市内の読書ボランティアサークル及び個人ボランティアに対してもより活動が活性化されるよう支援を行っていきます。

## 5. 啓発・広報

より多くの方に子どもの読書の意義と重要性について関心をもってもらうために、4月23日の「子ども読書の日」や「読書週間」<sup>(注2.4)</sup>等を含めて、市内において様々な場と機会を捉えて、子ども読書活動の推進に向けた社会的な機運を高め、読書活動の啓発に努めます。

市の広報誌、図書館だより、図書館ホームページ及びSNS等を活用し、図書館の利用方法、読書活動の紹介や新刊紹介等の情報を積極的かつ効果的に発信しに努めます。情報が届くよう案内チラシの紙面の工夫や配布先にも配慮します。

## 用語解説

### 注1 ブックスタート事業

生後4ヶ月の乳児健診時に、赤ちゃんへの語りかけの大切さを伝えるとともに、絵本とアドバンスブックレット、絵本ガイドブック等を渡し、乳幼児が絵本に出会うきっかけづくりを行う。

### 注2 読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせること。

### 注3 おはなし会

子どもを集めて絵本の読み聞かせ等を行うこと。

### 注4 絵本ですくすく講座

ブックスタート終了後のフォローアップ事業。親子のコミュニケーションを促進し、様々なテーマで開催している。

### 注5 「うちどく」事業

子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想を話し合うことで、家族のコミュニケーションを図ることを目的とした読書活動のこと。

### 注6 学校司書

学校図書館の仕事に主に従事している職員のこと。

### 注7 司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、学級数が合計12学級以上の学校には必ず置くこととされている。

### 注8 読書相談

子どもが、自ら読む図書の選択に迷っているとき、司書がその相談に応じること。

### 注9 朝の読書活動

学校の始業前に児童・生徒が本を読む活動。

### 注10 相互貸借

市外の公共図書館等から図書を借用して利用者に提供すること。

### 注11 移動図書館車

図書館から遠い地域や施設等のステーションにおいて、貸出等の図書館サービスを行う車両のこと。

### 注12 赤ちゃんタイム

乳幼児の読書活動と図書館利用の推進を目的として行う事業。おはなし会の開催と併せて絵本の相談や市内の子育て支援センターの協力を得た子育て相談等も行う。

### 注13 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月制定）に基づき4月23日に制定されている。国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施することに努めなければならないと定めている。

### 注14 土曜未来塾

児童・生徒に学習の機会と場所を提供し、学習習慣を身につけ、学力向上を図ることを目的に実施する嘉麻市教育委員会主催の塾。（毎週土曜日）

### 注15 ブックトーク

一つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介する方法。読書意欲を喚起することを目的として行う。

#### 注16 布の絵本

布等を使って制作された絵本。アップリケなどの手芸の技法を使い、絵画的表現や立体的な表現を創り出す絵本。

#### 注17 点字絵本

絵本の絵とお話に、触図(透明な樹脂インクで盛り上げて印刷した絵)と点字がついた絵本。

#### 注18 嘉麻市図書ボランティア連絡協議会

子どもの読書運動の普及及び振興を図ることや嘉麻市内の読書ボランティア団体の交流や情報交換を行うことを目的として平成18年に設立された団体。

#### 注19 GIGAスクール構想

文部科学省が令和元年に発表した計画で、小・中学生がICT(情報通信技術)を使いこなせるように教育環境を整えることを目的とする。GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略で、すべての子どもが個々の適正にあわせて国際舞台と革新的創造の扉を開けられる環境を整えるとの意味が込められている。

#### 注20 録音図書

文字で書かれた図書を、アナログ形式(カセットテープ)またはデジタル形式(CD)で録音したもの。視覚障がい者や文字を読むことが困難な人等に提供することで、読書を支援している。

#### 注21 レファレンス

図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、司書が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与える等、利用者と資料とを結び付ける業務のこと。

#### 注22 学級文庫

教室の中に設けられた小規模な読書のための設備。置かれる図書は学校図書館から長期貸出しされたものや児童・生徒が家庭から持ち寄ったもの、クラス担任の提供によるもの、公共図書館から借りたもの等である。

#### 注23 調べ学習

「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習のこと。学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その課題解決へ向けての学習計画を立てて、調査・研究をし、解決を図っていく学習活動の形態である。

#### 注24 読書週間

11月3日(文化の日)の前後2週間、10月27日から11月9日までをいい、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標とする全国的年中行事。



【資料1】

子ども読書活動に関するアンケートについて

1. 目的

「第3次嘉麻市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、基礎資料とするためアンケート調査を行う

2. 実施年月日

令和3年10月19日現在

3. 対象

保育所・保育園・認定子ども園・幼稚園の3歳児クラスの保護者、  
小学5年生、中学2年生の児童・生徒

アンケート集計（3歳児保護者合計）

（配付数 261枚、回答数 220枚、回収率 84.3%）

設 問		回 答	回答数	パーセント
1	ご家庭でお子さんに絵本等の読み聞かせをしたことがありますか。	よくある	69	31.4%
		時々ある	141	64.1%
		ない	10	4.5%
2	読み聞かせをして、お子さんの反応はいかがでしたか。 (複数回答)	機嫌がよくなった	90	20.1%
		本が好きになった	102	22.8%
		絵や文字に興味を持った	161	35.9%
		言葉が発達した	56	12.5%
		落ち着いた	27	6.0%
		特になし	12	2.7%
3	読み聞かせを始めたきっかけは何ですか。	自分も親にしてもらったから	54	23.4%
		子どもにお願いされて	100	43.3%
		親・友人から薦められて	10	4.3%
		講演会等で読み聞かせの良さを知って	5	2.2%
		保育所・保育園・幼稚園で薦められて	2	0.9%
		ブックスタートを受け取ってから	32	13.8%
		その他	28	12.1%
4	読み聞かせの本はどうやって準備しますか。 (複数回答)	購入する	150	42.1%
		市立図書館で借りる	52	14.6%
		保育所・保育園・幼稚園等で借りる	4	1.1%
		家にある本	138	38.8%
		その他	12	3.4%
5	子どもが本を好きになるには、どのようにすればよいと思いますか。 (複数回答)	家で読み聞かせをする	179	38.4%
		家で読書を薦める	47	10.1%
		家族で図書館に行く	83	17.8%
		テレビやゲームの時間を減らす	66	14.2%
		保育所・保育園・認定こども園・幼稚園での指導や本の紹介	61	13.1%
		わからない	13	2.8%
		その他	17	3.6%

アンケート集計（小・中学校合計）

（配付数 574 枚、回答数 515 枚、回収率 89.7%）

設 問		回 答	小学校	中学校	小・中学校計	パーセント
1	あなたは読書が好きですか。	好き	98	84	182	35.3%
		どちらかといえば好き	90	64	154	30.0%
		どちらでもない	38	51	89	17.3%
		どちらかといえば嫌い	21	22	43	8.3%
		嫌い	19	28	47	9.1%
2	あなたはどのようにして読書が好きになりましたか。 （複数回答）	先生や家族にすすめられたから	21	14	35	6.8%
		家に本があった	56	49	105	20.4%
		小さいころから家族に読んでもらっていた	40	26	66	12.8%
		学校の読書時間に読むようになって	76	46	122	23.8%
		学校や市立図書館に本がたくさんあった	30	42	72	14.0%
		わからない	34	30	64	12.5%
		その他	23	27	50	9.7%
3	あなたは最近1ヶ月間に何冊本を読みましたか。	1冊	23	31	54	10.5%
		2冊	18	25	43	8.4%
		3冊	23	20	43	8.4%
		4冊	28	10	38	7.4%
		5冊	34	15	49	9.6%
		6冊	12	11	23	4.5%
		7冊	11	5	16	3.1%
		8冊	14	3	17	3.3%
		9冊	5	2	7	1.4%
		10冊以上	50	20	70	13.6%
		読んでいない	46	107	153	29.8%
4	あなたが本を読まなかったのはどうしてですか。 （複数回答）	テレビやゲームのほうがおもしろい	27	55	82	25.0%
		外遊びのほうがおもしろい	19	31	50	15.2%
		本を読むのはめんどくさい	12	20	32	9.8%
		本を読んでもつまらない	7	14	21	6.4%
		読みたい本がない	14	53	67	20.4%
		クラブ活動や習い事等で時間がない	8	24	32	9.8%
		どんな本を読んでもいいかわからない	7	17	24	7.3%
		その他	5	15	20	6.1%
5	あなたは読む本をどのようにして準備していますか。 （複数回答）	家にある本を読む	119	88	207	22.2%
		家の人に買ってもらうか自分で買う	102	139	241	25.8%
		学校の図書室で借りる	189	97	286	30.6%
		市立図書館で借りる	44	25	69	7.4%
		友達から借りる	28	24	52	5.6%
		読まないから必要なし	21	44	65	7.0%
		その他	7	7	14	1.4%
6	あなたがもっとたくさん本を読むためには、どうすればよいと思いますか （複数回答）	テレビやゲーム、クラブ活動や習い事等の時間を減らす	45	45	90	10.5%
		先生や親がおもしろい本や役に立つ本を教える	51	32	83	9.7%
		学校の図書室の本を増やす	75	54	129	15.0%
		市立図書館の本を増やす	17	19	36	4.2%
		家族と一緒に本を読む	30	9	39	4.5%
		読みたい本がそばにあるとよい	116	136	252	29.3%
		本を読む落ち着いた場所があるとよい	111	87	198	23.1%
		その他	9	23	32	3.7%

## 【資料 2】

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。  
(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

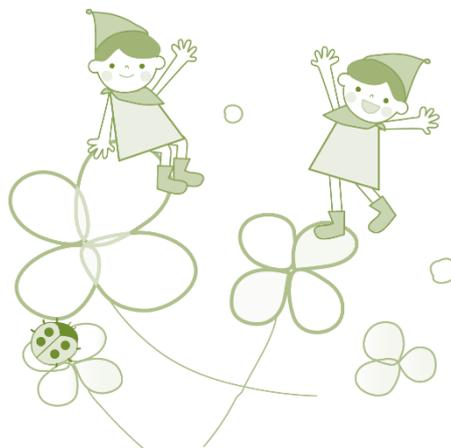
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



【資料3】

○嘉麻市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規程

平成19年10月2日

教育委員会訓令第1号

改正 平成21年3月31日教委訓令第1号

改正 平成23年3月31日教委訓令第3号

改正 平成26年10月1日教委訓令第3号

改正 平成28年4月1日教委訓令第1号

改正 令和元年6月4日教委訓令第4号

(設置)

第1条 嘉麻市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、嘉麻市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、推進計画策定に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員長は、生涯学習課長をもって充て、副委員長は、委員長が指定する委員をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 生涯学習課長が指定する所属職員
  - (2) 学校教育課長が指定する所属職員
  - (3) こども育成課長が指定する所属職員

- (4) 社会福祉課長が指定する所属職員
- (5) 子育て支援課長が指定する所属職員
- (6) 企画財政課長が指定する所属職員
- (7) 委員長が必要と認める職員  
(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係部局の職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月2日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教委訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日教委訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日教委訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日教委訓令第 号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。